

報道発表資料の配付日時 10月31日 (木) 16時00分

発表項目	厚真町の高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 厚真町で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性が確認されました。</p> <p>これを受け、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づき、農林水産省との協議の結果を踏まえ、搬出制限区域（半径3～10km）を、明日11月1日（金）0時に解除します。</p> <p>なお、国の防疫指針が、本日付けで改正され、搬出制限区域解除検査や監視強化区域の設定が新たに規定されました。</p> <p>○ 清浄性確認検査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象農場：2農場（発生農場から半径3km以内） ・検査結果：臨床検査 異状なし <p>○ 搬出制限区域解除検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象農場：1農場（発生農場から半径3～10km以内） ・検査結果：臨床検査 異状なし <p>○ 今後、新たな発生等がなければ、農場の防疫措置完了（10月20日）から21日が経過した後、農林水産省と協議の上、移動制限区域（3km以内）を11月11日（月）午前0時に解除します。</p> <p>○ また、解除された搬出制限区域を「監視強化区域」として、区域内の農場の監視を継続します。</p> <p>○ なお、搬出制限区域に係る消毒ポイントは解除しますが、移動制限区域に設置した消毒ポイントは、11月11日の解除まで継続します。</p>		
報道（取材） に当たって のお願い	○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。		
他のクラブ との関係	同時配付	同時レク	
担当 （連絡先）	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部（担当者：豊口） TEL：011-231-4111（内線 27-104）ダイヤル：011-204-5375		